

6 合格者の発表

(1) 熊本県の合格者については次のとおり発表します。

第 1 次試験合格者発表・・・7 月 19 日(予定)

第 2 次試験合格者発表・・・8 月下旬

合格者の受験番号の掲示場所・・・県庁行政棟本館 1 階ロビー、県内各警察署、熊本県東京事務所、同大阪事務所、同福岡事務所

なお、合格者には合格通知書を郵送します。(ただし、第 2 次試験受験者については、合否にかかわらず通知します。)

合格通知書が発表日から 7 日たっても到着しない場合には、至急、人事委員会事務局総務課任用係に問い合わせください。

合格者の受験番号はインターネットでも掲載します。

熊本県のホームページ(<http://www.pref.kumamoto.jp/>)をご覧ください。

(2) 共同試験における熊本県以外の都府県の合格発表については、別途その都府県から通知されます。

7 合格から採用まで

(1) 第 2 次試験の合格者は、警察官採用候補者名簿に登載されます。任命権者(警視總監又は警察本部長)は、この警察官採用候補者名簿に登載されている方の中から面接等を実施し、最終的な採用者を決定します。

熊本県の場合、警察官 A の採用予定時期は、平成 14 年 10 月(既卒者のみ)又は平成 15 年 4 月となり、警察官 B(臨時)については、平成 14 年 10 月となります。なお、警察官 A の場合、平成 15 年 3 月までに大学等を卒業できない方については、任命権者は採用候補者名簿の指示を受けても採用しません。また、熊本県の場合、名簿の有効期間は、発職の日から平成 15 年 12 月 31 日までです。

(2) 採用が決定した方は、速急に任命され警察学校に入校し、警察官 A の場合 6 か月間、警察官 B の場合 10 か月間の初任教養課程を終えたのち勤務につきます。

(3) 熊本県の場合、初任給は、警察官 A の新規卒業者で月額 199,900 円、警察官 B の新規高等学校卒業者で 166,900 円(平成 14 年 4 月 1 日現在)です。また、条例等の定めにより、通勤手当等が支給され、更に、期末手当等が支給されます。このほか、制服その他所要の被服等が貸与されます。

8 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、熊本県個人情報保護条例第 22 条第 1 項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票、合否通知書又は本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、旅券等)を持参のうえ、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に直接開示場所へおいでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受け付けできません。なお、電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。

| 試験      | 開示請求できる人                       | 開示内容       | 開示期間           | 開示場所                     |
|---------|--------------------------------|------------|----------------|--------------------------|
| 第 1 次試験 | 第 1 次試験不合格者(熊本県のみを志望した方に限ります。) | 総合順位及び総合得点 | 合格発表の日から 1 か月間 | 人事委員会事務局総務課(県庁行政棟本館 3 階) |
| 第 2 次試験 | 第 2 次試験受験者                     |            |                |                          |

